

大和市告示第38号

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年条例第27号）第14条第2項の規定により、小規模受水槽水道検査機関を次のとおり指定した。

平成25年3月26日

大和市長 大 木 哲

1 指定した日

平成25年3月26日

2 指定した者

名 称	主たる事業所の所在地	検査の業務の 開始年月日
一般社団法人神奈川県保健協会	横浜市中区山下町224番地1	平成25年4月1日
財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里一丁目15番1号	平成25年4月1日
公益財団法人神奈川県予防医学協会	横浜市中区日本大通58番地日本大通ビル	平成25年4月1日
財団法人東京顕微鏡院	東京都千代田区九段南四丁目8番32号	平成25年4月1日
一般財団法人日本環境衛生センター	川崎市川崎区四谷上町10番6号	平成25年4月1日
よこはま環境センター株式会社	横浜市港北区仲手原二丁目22番5号	平成25年4月1日
一般社団法人神奈川県貯水槽協会	茅ヶ崎市幸町18番4号	平成25年4月1日
株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩五丁目18番6号	平成25年4月1日
中央環境理研株式会社	山梨県南アルプス市小笠原6番地	平成25年4月1日
ヴェオリア・ウォーター・インダストリーズ・ジャパン株式会社	東京都港区海岸三丁目20番20号	平成25年4月1日